

# 2019年ディスクロージャー誌

訂正前

(P.39)

連結

(単位:百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	335,653	13,426	349,274	13,970
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	338,923	13,556	342,643	13,705
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	671	26	751	30
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	149	5	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	209	8	209	8
我が国の政府関係機関向け	407	16	390	15
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	44,747	1,789	46,900	1,876
法人等向け	106,936	4,277	125,492	5,019
中小企業等向け及び個人向け	75,636	3,025	81,950	3,278
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	67,820	2,712	45,691	1,827
3か月以上延滞等	154	6	446	17
取立未済手形	30	1	46	1
信用保証協会等による保証付	4,556	182	5,017	200
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	19,487	779	17,260	690
出資等のエクスポージャー	19,487	779	17,260	690
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	18,114	724	18,485	739
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	6,128	245	6,129	245
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,397	135	3,397	135
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,159	86	1,968	78
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー			-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー			-	-
上記以外のエクスポージャー	6,429	257	6,990	279
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化 STC要件適用分			-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③-1.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-		
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			10,061	402
ルック・スルー方式			10,061	402
マンドート方式			-	-
蓋然性方式(250%)			-	-
蓋然性方式(400%)			-	-
フォールバック方式(1250%)			-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	92	3	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△3,677	△147	△3,677	△147
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	314	12	246	9
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	13,868	554	14,986	599
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	349,522	13,980	364,261	14,570

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
 3. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. 当グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。  
 <オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法> 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%  
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数  
 5. 単体(連結)総所要自己資本額=単体(連結)自己資本比率の分母の額×4%  
 お詫び:平成29年度のリスク・アセット、所要自己資本額に計算相違がありましたので一部訂正させていただいております。

訂正後

(P.39)

連結

(単位:百万円)

	平成29年度		平成30年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	335,653	13,426	350,874	14,034
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	338,923	13,556	344,243	13,769
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	671	26	751	30
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	149	5	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	209	8	209	8
我が国の政府関係機関向け	407	16	390	15
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	44,747	1,789	46,900	1,876
法人等向け	106,936	4,277	112,436	4,497
中小企業等向け及び個人向け	75,636	3,025	77,149	3,085
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	67,820	2,712	65,148	2,605
3か月以上延滞等	154	6	446	17
取立未済手形	30	1	46	1
信用保証協会等による保証付	4,556	182	5,017	200
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	19,487	779	17,260	690
出資等のエクスポージャー	19,487	779	17,260	690
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	18,114	724	18,485	739
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	6,128	245	6,129	245
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,397	135	3,397	135
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,159	86	1,968	78
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー			-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー			-	-
上記以外のエクスポージャー	6,429	257	6,990	279
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化 STC要件適用分			-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③-1.複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-		
③-2.リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			10,061	402
ルック・スルー方式			10,061	402
マンドート方式			-	-
蓋然性方式(250%)			-	-
蓋然性方式(400%)			-	-
フォールバック方式(1250%)			-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	92	3	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△3,677	△147	△3,677	△147
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	314	12	246	9
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	13,868	554	14,986	599
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	349,522	13,980	365,861	14,634

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
 3. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 4. 当グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。  
 <オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法> 粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%  
 直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数  
 5. 単体(連結)総所要自己資本額=単体(連結)自己資本比率の分母の額×4%  
 お詫び:リスク・アセット、所要自己資本額に計算相違がありましたので一部訂正させていただいております。